

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 4 月から 41 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、また、42 年 10 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 4 月から 41 年 5 月まで
② 昭和 41 年 6 月から 42 年 9 月まで
③ 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで

申立期間①、②及び③については、昭和 41 年 11 月に結婚し、夫の両親と同居し、その後、夫の母親が国民年金の加入手続を行ってくれており、国民年金保険料も納付してくれたと聞いている。

また、私の国民年金手帳には、「過年度納付 43. 5. 27 40/3 ~43/3 7,050 円」との記載があり、申立期間①は国民年金に未加入、申立期間②及び③は、国民年金保険料が重複納付されていることから納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金の記録に関する A 市の国民年金被保険者台帳（紙台帳）は 2 冊あり、そのうちの 1 冊には、申立人が、国民年金の被保険者資格を昭和 42 年 10 月 26 日に任意で取得したものと記載されており、任意加入期間については国民年金保険料をさかのぼって納付することはできないが、「追納 43. 5. 27 40/3 ~43/3 7,050 円」との記載があり、申立人が、申立期間①、②及び③に係る期間をさかのぼって納付した記録が見られる。

また、申立人の国民年金手帳（肌色調、昭和 42 年 10 月 26 日発行）によると、申立人が国民年金被保険者資格を 42 年 10 月 26 日に任意で取得していることが記載されており、任意加入期間についてはさかのぼって国民年金保険料を納付することができないものの、その手帳の「予備年度国民年

金印紙検認記録欄」においては、「過年度納入」のゴム印とともに、「43. 5. 27 40/3～43/3 7,050」とのメモ書きが確認できるとともに、上記のA市が保管する国民年金被保険者台帳の1冊にも同様の記録があることから、同記載内容には共通性が認められる。

さらに、上記の保険料納付期間は、時効により納付できない期間が含まれており、そのことは、申立人が当時その母親から、「あなたの保険料を払ってなかったから払ってきた。今まで払ってなく、期限を過ぎてしまっ
てから払った。」と聞いたとしていることと符合していることから、当時、A市において、時効後も柔軟に保険料を収納していたことが推認できる。

- 2 一方、申立人に係る別の台帳には、国民年金被保険者資格取得欄に「42. 10. 26」と記入した上で消去し、「39. 4. 1」と上書きした形跡が見られる上、欄外に「42. 10. 26 二」と記載されていること、かつ、国民年金保険料の検認欄においては、申立人が1年間に保険料を納付した月数を示す「12」が消去又は訂正されており、保険料の納付が42年10月から始まったことになっているが、訂正前の記録においては、39年4月から（申立人が厚生年金保険に加入する53年6月まで）保険料が納付済みとされていたことが確認できる。

また、申立人は、当時、35歳未満であり、そのメモ書きに記載されている昭和40年3月から43年3月までの国民年金保険料を一括納付した場合の合計額は、5,200円となるが、同メモ書きにおいては、7,050円と記載されており、本来、5,200円納付すれば足りるところ、7,050円納付していることも明らかである。

さらに、申立人は、本来、国民年金の強制加入期間である婚姻前の申立期間①の一部に係る期間について、上記の様々な記録や形跡が確認できるにもかかわらず、国民年金未加入期間とされていることが確認できる。

加えて、本来存在すべき申立人の特殊台帳は存在しない上、上記1のA市が保管する国民年金被保険者台帳のうちの1冊にも、その補記欄には「台帳不明につき」との記載があることが確認でき、それらの理由や詳細は不明である。

これらの事情から、申立人の母親が、7,050円相当の保険料をさかのぼって納付したことが推認できる一方、申立人に係る行政側の国民年金の被保険者資格記録及び国民年金保険料の納付記録は何らかの理由で数々の齟齬が発生しており、その信用性は乏しい。

- 3 以上のことから、申立人の母親は、上記のとおり、昭和43年5月27日に7,050円の国民年金保険料を納付したものと推認できるところ、上記2の別台帳の国民年金被保険者資格取得欄に記載されているとおり、昭和39

年4月1日を資格取得日として柔軟に申立期間①、②及び③の保険料をさかのぼって納付したことがうかがわれ、その金額は6,300円となるが、上記のような行政側の不手際から、その差額の750円の保険料は過誤納となったものと考えられる。

また、申立期間③については、申立人の所持する国民年金手帳において、昭和43年10月3日に42年10月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できる上、43年4月30日に同年1月から同年3月までの保険料を納付したことを示すA市の検認印も確認できることから、申立期間③は重複納付となっていたことが認められる。

さらに、申立期間②については、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が、厚生年金保険に加入中であることが確認でき、国民年金保険料と重複納付されていたことが認められる。

加えて、申立期間①のうち、昭和39年4月から同年11月までの期間については、厚生年金保険の加入期間であり、脱退手当金が支給されているため、国民年金被保険者となり得る期間でないが、上記のとおり、国民年金保険料を納付していることは推認できるものの、当時、当該期間が国民年金被保険者となり得ない期間であると認識されていた形跡は見当たらない。その上、当該期間は、脱退手当金が支給され年金額の計算の基礎にはならず、年金給付がなされないことが確認できるところであり、申立人が保険料を納付してから既に40年以上が経過していることなどを踏まえると、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、被保険者となり得ないことを理由に、当該期間について、被保険者の資格を認めず納付済期間にしないのは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められ、かつ、申立期間③の保険料を重複して納付していたものと認められる。

しかしながら、申立人は申立期間②は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から49年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から49年3月まで
② 昭和50年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、養父が納税組合に納付していたにもかかわらず、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月及び3か月と短期間であり、申立人は、昭和44年6月に国民年金に任意加入して以降、61年4月に第3号被保険者となるまでの間について、申立期間以外の国民年金保険料をすべて納付している。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和58年度及び60年度の国民年金保険料を前納していることが確認できることなどから、年金制度をよく理解し、納付意識は高かったと認められ、申立期間の9か月だけが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和48年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年4月から同年10月まで

平成10年4月に転居した際、当時働き始めた派遣会社から、「最初の半年間は厚生年金保険に加入できない。」と言われたので、区役所で国民年金の加入手続を行い、同区役所から郵送されてきた納付書により、毎月同区役所で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間当時働き始めた派遣会社から、『最初の半年間は厚生年金保険に加入できない。』と言われたので、区役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。」と主張しているところ、当該派遣会社の記録では、申立人は平成10年7月から勤務していたことが確認できる一方、社会保険庁の記録では、同年11月に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該派遣会社においては入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことが推測され、申立人の主張には信憑性がある。

また、申立人は、申立期間の前の、平成9年8月から10年3月までの国民年金保険料についても未納とされているが、「10年4月に転居した時からの分を納付しており、その前については納付していない。」と正直に説明している。

さらに、申立人は、国民年金制度発足当初から現在に至るまでの国民年金保険料について、申立期間の7か月及び申立期間前の8か月の未納期間を除き、すべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA組合（現在は、B組合）における資格喪失日に係る記録を昭和31年9月1日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月1日から28年12月1日まで
② 昭和31年3月1日から同年9月1日まで

昭和27年1月にA組合の職員として、当時のC直売所で勤務を始め、その後、2号店開店に合わせD直売所に異動した。その後、昭和31年度にE県F課の意向により当該事業所が直売所経営を中止することとなり、当該直売所を個人商店として引き継ぐまでの昭和31年8月31日まで職員として勤務した。28年12月1日から31年3月1日までの期間は厚生年金保険の被保険者となっているが、申立期間①及び②についても当該事業所の職員として勤務しているので、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、A組合のD直売所の責任者として昭和31年8月31日まで勤務したと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人は、同年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかしながら、当該資格喪失日の後の昭和31年4月1日付けのG新聞には、当該事業所のC直売所とD直売所の経営撤退計画についての記事が掲載されている上、社会保険庁の記録によると、当該事業所のC直売所の責任者については、同年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格喪失が確認できること、及び当該事情は、申立人の主張とも合致するものであることから、当

該事業所のD直売所は、同年8月末日まで開設され、申立人は同日まで当該直売所に勤務していたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人の昭和31年2月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料を廃棄しているため保険料を納付していたかは不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①については、当時申立人にあてた上司の信書及び元同僚の証言により、申立人がA組合のC直売所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当時の当該事業所の社会保険事務の担当者は、「当時、直売所に勤務する職員は、責任者以外の者は臨時職員扱いで、厚生年金保険の加入手続は行わなかったかもしれない。」と証言しているところ、当該直売所で一緒に勤務していた元同僚は、「給与から保険料を控除された記憶は無い。」と証言している上、社会保険庁の記録によると、申立期間当時、当該直売所において、責任者の被保険者記録は確認できるものの、当該同僚及び申立人の被保険者記録は確認できない。

また、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出明細により、昭和28年12月に申立人の記号番号が払い出されていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①において健康保険の整理番号は連番で欠番が無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）は既に廃棄されており、このほか、申立期間①について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 6 月 1 日から 9 年 7 月 1 日まで

平成 6 年 10 月 7 日に A 社に入社し、8 年 1 月 30 日から B 国 C 市に赴任した。海外勤務期間中の給与は、手当込みで 70 万円ぐらゐを日本の銀行口座の振込で受け取り、途中で減額されたことはなかった。申立期間の標準報酬月額がさかのぼって減額されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している給与明細書一覧表により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成 9 年 7 月 1 日）の後の同年 8 月 11 日付けで、8 年 6 月 1 日にさかのぼって 59 万円から 44 万円に訂正されていることが確認できる。

さらに、当該事業所が保管している平成 9 年 7 月 30 日付けの標準報酬月額見直しに係る「理由書」により、事業主が申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 59 万円から 44 万円に減額するための変更手続を行っていることが確認できるところ、当該理由書によれば、事業主は、申立人の海外赴任中の手当及び宿泊費は給与ではないとして、標準報酬月額の減額変更手続を行っているが、

当該事情について、社会保険事務所は、当該手当等は固定的給与であり標準報酬月額に含めるべきものと解される旨回答している。

加えて、申立てに係る当該減額変更は申立人の退職後に行われ、事業主は、社会保険事務所から当該減額変更に係る厚生年金保険料過納分の還付があれば、申立人に返還したと思うとしているが、その事情は不明である。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所が保管している給与明細書一覧表の保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該減額変更手続について社会保険事務所の指導に従ったまでと主張しているものの、当該事業所が保管している給与明細書一覧表において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書一覧表で確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成4年11月から5年8月までは36万円、同年9月から6年10月までは28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月1日から6年11月30日まで

申立期間について、当初30万円程度あった標準報酬月額が9万2,000円に減額訂正されている。これは社会保険事務所職員の不適切な依頼によるものなので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成4年11月から5年8月までは36万円、同年9月から6年10月までは28万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（6年11月30日）の後の同年12月8日付けで、4年11月1日にさかのぼって9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、申立期間当時、申立人は当該事業所において取締役で経理事務を担当していたものの、申立人は、「経営にはかかわっていない上、事業主の指示どおり社会保険事務を行っていた。」と供述しているところ、複数の元同僚及び業務委託先の社会保険労務士は、「申立人は、社長の指示に従って忠実に働く一般の事務員に過ぎない。」と証言していることから、申立人は、当該事業所における社会保険事務に係る権限を有していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成4年11月から5年8月までは36万円、同年9月から6年10月までは28万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（26万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 1 月 1 日から 13 年 1 月 11 日まで
社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、実際に受け取っていた給与は 25 万円ほどであり、大きく相違しているので正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立期間に係る申立人の標準報酬月額は、当初、26万円と記録されているところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成13年1月11日）の後の13年1月22日付けで、12年1月1日にさかのぼって9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

また、給与支払明細書により、申立人は、申立期間において26万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

さらに、申立期間当時、申立人は当該事業所において取締役の立場であったが、複数の元同僚は、「申立人は現場の仕事をしており、社会保険事務にかかわっていなかった。」と証言していることから、申立人は、自らの標準報酬月額をさかのぼって訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、かかる処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当該引下げ訂正前の26万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で相談したところ、記録されている標準報酬月額が実際に受け取っていた給与と異なっていることが分かった。申立期間の給与明細書では役付手当により給与が増え、控除されている保険料も増えているにもかかわらず、標準報酬月額が変更されていない。給与に見合う記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支給明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているものの、厚生年金基金及び健康保険組合が保管している申立期間に係る報酬月額の届出において、いずれも報酬月額が20万円となっていることから、事業主が申立人の報酬月額を20万円として社会保険事務所に届け、その結果、社会保険事務所は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格喪失日に係る記録を平成8年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から8年2月1日まで

平成2年5月1日から8年2月1日まで、A組合に継続して勤務し、退職するまで給与から農林年金掛金が控除されていたにもかかわらず、社会保険庁の年金記録では、申立期間に係る記録が無い。

申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間において、同組合に継続して勤務し、平成7年2月から8年1月までの間に支給された給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A組合から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の掛金控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、A組合は、掛金を納付していたか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が平成7年2月1日に資格喪失したとする組合員資格喪失届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る7年2月から8年1月までの掛金の納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和49年3月12日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年3月12日から同年4月12日まで

A社に昭和40年7月から平成10年11月まで勤務した。昭和49年3月にCの本社からD県のB工場に転勤となった際、社会保険庁の記録では1か月の空白期間があるが、私の所持している給与明細書では厚生年金保険料が控除されているので、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人はA社に継続して勤務し（昭和49年3月12日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は保険料の納付に関する資料は現存しておらず、厚生年金保険料を納付していたか不明としており、このほか、確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金をA農業協同組合により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同共済組合における資格取得日に係る記録を昭和50年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50年3月から同年5月までは6万円、同年6月から51年2月までは6万8,000円とすることが必要である。

なお、A農業協同組合は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月15日から51年3月15日まで
昭和50年3月15日からA農業協同組合(現在はB農業協同組合)に勤務しているが、農林共済組合員の資格取得日が1年後の51年3月15日となっている。

しかし、昭和50年7月から9月までは保険料(長期共済掛金)が控除されており、前後の期間も勤務形態は変わらずに勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B農業協同組合が保管するA農業協同組合の「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」により、申立人が昭和50年3月15日に職員として採用されていることが確認できる。

また、C健康保険組合の記録では、申立人は、昭和50年3月20日に被保険者資格を取得し、現在まで被保険者であることが確認できる。

さらに、A農業協同組合の「源泉徴収簿兼賃金台帳用」における申立人の記録では、昭和50年7月、8月及び9月分の給与から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたことが確認できることから、申立期間のその他の期間についても同共済組合の掛金を控除されていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、源泉徴収簿兼賃金台帳用の共済組合掛金控除額及びC健康保険組合の記録から、昭和50年3月から同年5月

までの期間については6万円に、同年6月から51年2月までの期間については6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の納付義務の履行について、B農業協同組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、同共済組合に、申立人が昭和51年3月15日に資格取得したとする組合員資格取得届が保管されていることから、同共済組合は、申立人に係る50年3月から51年2月までの掛金の納入の告知を行っておらず、A農業協同組合は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA病院における資格取得日に係る記録を昭和61年9月19日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月19日から同年11月7日まで

昭和61年9月13日土曜日にB病院を退職し、翌週からA病院に就職した。

昭和61年11月7日に厚生年金保険の資格を取得したことになっているが、保険料は同年9月の給与分以降、天引きされていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A病院（現在は、C病院）保管の「社員情報カード1」及び「退職済社員一覧表」により、申立人は、昭和61年9月19日に当該事業所に入社し、平成15年2月28日まで継続して勤務したことが確認できるところ、当該事業所は、「申立人の厚生年金保険料は入社時より給与天引きしていた。」としていることから、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和61年11月の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

長野国民年金 事案 647 (事案 158 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月まで
22 歳ぐらいの時、20 歳までさかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いて、当時従事していた左官業の親方に保険料を渡して納付してもらったにもかかわらず、申立期間が未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間を含む昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの期間及び 50 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 8 月 12 日付けで、申立期間を除く昭和 50 年 4 月から同年 6 月までの期間の年金記録の訂正が必要である旨の総務大臣から社会保険庁長官へのあっせんが行われている。

また、昭和 48 年 5 月から 49 年 9 月までの期間については、i) 申立人の所持する年金手帳に「受付 S 51. 12. 4」と覚書があること及び市の被保険者名簿（紙台帳）の「納付等記録欄」の昭和 51 年度欄の摘要に「51. 12. 4」と記載されていることから、申立人は昭和 51 年 12 月に国民年金の加入手続を行ったと推測され、51 年 12 月に 49 年 10 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付し、それ以前の申立期間の保険料を納付しなかったのは、時効により納付が不可能であったためと考えられること、ii) 51 年 12 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が無い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、しかも、申立人の保険料を納付していたとする親方も他界しており、具体的納付方法が不明であり、ほかに保険料を納付していた事情も見当たらないことから、既に当委員会において年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

申立人は再度調査してほしいと主張するが、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から37年2月までの期間、37年12月から38年2月までの期間及び39年12月から40年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年12月から37年2月まで
② 昭和37年12月から38年2月まで
③ 昭和39年12月から40年2月まで

申立期間当時は、工事現場で働いており、冬場は厚生年金保険が切れたが、きちんと国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は請求されれば必ず納付していたはずであるにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、国民年金手帳記号番号が二つ払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金手帳記号番号（一つ目）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和38年3月27日にA市に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳（38年4月1日発行）により、35年10月1日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるが、同手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ると、38年4月から39年6月までの国民年金保険料だけが納付済みとなっており、A市の国民年金被保険者名簿の記録とも符合する。

なお、申立人が所持する国民年金手帳（昭和38年4月1日発行）により、申立人は36年5月1日に国民年金の被保険者資格を喪失していることが確認できるが、同手帳の昭和39年度の国民年金印紙検認記録欄を見ると、昭和39年4月から同年6月までの検認印しか押されていないにもかかわらず、印紙検認台紙の切離しの際の割り印の日付が39年8月又は同年9月である

ことが確認できることから、同時点において、厚生年金保険の被保険者であった申立人の国民年金の被保険者資格が 36 年 5 月 1 日にさかのぼって喪失させられたものと推認できる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号（二つ目）は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和 41 年 1 月 17 日に A 市に払い出されていることが確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳（発行日不明）により、直近の厚生年金保険被保険者資格を喪失した 40 年 12 月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、申立人は、「請求されれば必ず納付していたはずである。」と主張しているが、申立期間③については当初から未加入期間であることから、国民年金保険料の請求は無かったものと考えられる。

さらに、申立人は、「役場から国民年金加入の催促があれば加入し、国民年金保険料を請求されれば納付した。」と主張するのみで、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年11月から55年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月から55年1月まで
昭和52年11月にA市に転居した時に国民年金に加入し、近所の酒店で国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間が未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿により、申立人は昭和55年2月13日に国民年金の任意被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期からも、申立人がこのころに国民年金の加入手続を行ったことが推認できるところ、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立期間は任意被保険者期間のため資格取得日以前の国民年金保険料を納付することは制度上できない。

また、申立人の所持する昭和54年度分の国民年金保険料の納入通知書を見ると、その発行日が昭和55年2月27日である上、同年1月以前の欄が二重線で消されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から45年2月までの期間及び48年11月から50年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年7月から45年2月まで
② 昭和48年11月から50年4月まで

申立期間①及び②については、それぞれ会社を退職後、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、未加入とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A市の国民年金被保険者名簿（マイクロフィルム）により、申立人は昭和50年5月31日に初めて国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、このことは、申立人の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となった日」の欄に「昭和50年5月31日」と記載されていることとも符合する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期からも、申立人は昭和50年5月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 4 月から 45 年 3 月まで

高校卒業後、家業の建築板金を手伝っていたが、観光業務に就きたいと思い、昭和 43 年 4 月から A 社 B 営業所に勤務した。2 年後に退職し地元に戻ってすぐに国民年金に加入したのは、厚生年金保険とつなげなければと思ったからであり、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人が勤務したとする A 社が厚生年金保険の適用事業所であった記録は確認できない。

また、商業登記簿謄本により、当該事業所は昭和 60 年以前の閉鎖が確認でき、事業主の所在も不明である上、申立人が記憶する同僚も既に他界しているため、当該事業所に係る関係者からの証言が得られず、申立期間に係る申立人の勤務実態は不明である。

さらに、事業主及び申立人が記憶する同僚にも、当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、申立人は、「給与は毎月末に現金で受け取っていた。給与明細書はなかった。」としているほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から 16 年 1 月 5 日まで

A社に平成 15 年 11 月 1 日に入社し、同年 11 月分の給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間は、16 年 1 月 5 日からとなっており、納得できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言により、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所が保管している給与明細集計表と従業員に交付した給与明細書は複写式となっているところ、申立人が平成 15 年 11 月分として提出した給与明細書は、当該事業所から提出された 16 年 11 月分の給与明細集計表と一致していることが確認できる。

また、当該事業所から提出された平成 15 年 11 月及び同年 12 月の給与明細集計表には、申立人の名前が確認できない一方、16 年 1 月の給与明細集計表以降からは、申立人の名前が確認できるとともに、給与から厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと認められる。

さらに、当該事業所の税務事務を委託されていた税理士が保管している源泉徴収簿により、申立人の給与の支給が開始されたのは平成 16 年 1 月分からであり、厚生年金保険料についても同年同月分から控除されていたことが確認できる。

加えて、当該事業所から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、申立人の厚生年金保険被保険者

資格取得日は平成 16 年 1 月 5 日と記載されていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

昭和 39 年 4 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に入社し、入社と同時に厚生年金保険に加入したにもかかわらず、39 年 4 月から同年 8 月までの厚生年金保険の記録が無い。当該期間においても給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社（A 社の後継会社）が提出した社員カードにより、申立人が昭和 39 年 4 月 1 日から A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、申立人と同時期に入社した元同僚は、「A 社には見習期間があり、当該期間については厚生年金保険の被保険者資格を取得しなかったし、給与から保険料を控除されていなかった。」と証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者が複数名確認できる。

また、B 社は、当時の関係資料（賃金台帳、源泉徴収簿等）を保管していない上、このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月 1 日から 35 年 10 月 1 日まで
タクシー運転手としてA社に勤務したが、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間となっていない。
当時は二車三人制で運転業務に従事し、同僚の名前も覚えている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該元同僚からは、当該事業所における申立人の具体的な在職期間についての証言は得られなかった上、当該事業所は、申立期間当時の関係資料（人事記録、賃金台帳、源泉徴収簿等）を廃棄していることから、申立人の勤務実態は確認できない。

また、当該事業所は、「申立期間当時は、入社後1年程度経過してから厚生年金保険への加入手続きを行っていた。」と説明しているところ、申立期間前後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している複数の従業員からは、「A社で勤務を始めた日と厚生年金保険の資格取得日は一致していない。最初は臨時採用で、途中から本採用になり、本採用になってから厚生年金保険に加入した。」旨の証言が得られたことから、当該事業所は、申立人の申立期間についても、臨時採用期間であったため厚生年金保険の資格を取得させていなかったと考えられる。

さらに、社会保険事務所の保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間前後に厚生年金保険被保険者資格を取得した者の健康保険の整理番号は連番で欠番は無く、申立人の氏名は記載されていない。

このほか、申立期間について申立人が事業主により給与から厚生年金保険

料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。